

## 平成 26 年度 第 3 回 定例理事会の結果について

開催日時 平成 26 年 11 月 26 日 (水) 午後 2 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

### 第 1 号議案 全商協各種会議に関する件

- (1) 全商協定例理事会について、10 月 23 日以降開催されていない。
- (2) 機械流通委員会が 11 月 10 日(月)に TV 会議にて各組合で行われた。
  - ゲージ表の扱いについて、地区遊商組合員の販社が、ホールからゲージ表を入手して欲しいと依頼され、ホール管理者に渡し、そのホールが釘曲げを行っていたことが、所轄検査の時に発覚するという事案が発生した事により、全商協としては、現在指導しているとおり、諸元表に基づく点検以外は、釘に関しては、一切関わらないことにしている。また、ホールへのゲージ表の貸与も禁止しているので、全商協会長名、機械流通委員会委員長名の連名で通達文書を発出してもらいたいと要望が挙げられた。
  - 遊技機のレンタルについて、前回の機械流通委員会で、レンタルの問題は、組織委員会で協議してもらったことになったが、再度機械流通委員会で協議してもらいたいと依頼があったと説明があり、再度協議したが、レンタルを拒否するための明確な意見はまとまらなかった。そのため、各地区遊商の機械流通委員会で意見をまとめてもらいたい。
  - 実技講習会の不合格者への対応について、各地区遊商の今年度の実技講習会について、地区遊商での講習会の不合格者への対応についてを元に報告があった。
  - 中古機売買サイトの事業について、全商協が当初想定していた「買い上げ」という方針に関して、バリュー・クエストの作成する契約書で差異が出ているため、契約できない状況にある。当初は、ワンストップを両団体で買い上げるという方向で進めていたが「バリュー・クエストが運営するシステムから切り離して販売するのは困難だ」という、当初とは違う説明を受けているので契約に時間がかかっている。これまで通り回胴遊商と共同してやっていく事や、新たに他の業者と契約し売買サイトを作る、また、レンタル契約し月々いくらの契約で利用できないのか、もしくは、延期するのかなど、様々な方針があるので、その辺りを回胴遊商と協議していく。
  - ㈱サンセイアールアンドディ「CR 牙狼 金色になれ」の梱包について、応急的な対応であり、他メーカーでかなりタイトな物出てきているので、見積りを取ってもらいたいと要望が出た。

### 第 2 号議案 経常利益に関する件

10 月中の検定書類発給件数は、4,420 件で前年比-246 件と減少しています。また、確認証紙(台数)の発給枚数については、7,362 件で前年比-339 件と減少しています。

10 月末現在の経常利益状況については、

経常利益 ～ 13,840,535 円(前年度 11,984,248 円)となっています。

10 月中における収支については、

収入・検定書類、賦課金等 13,505,833 円(前年度 16,107,086 円)

・営業外収益 361,521 円(前年度 537,756 円)

支出・一般管理費等 ～ 15,655,576 円(前年度 15,242,451 円)

10 月中利益 -1,788,222 円(前年度 1,402,391 円)となっています。

今後の支出については、このまま前年同様に検定書類等の収入があると推移すると、大幅に経常利益が出る事が予想されるが、12 月末現在の経常利益が確定した時点で、残り 3 か月の収支を予想し、計画事業以外の新たな事業活動に支出できないか、来年の 1 月の理事会で検討することとした。また、利益が残

った場合を想定した執行方法を総務委員会において審議する。

### 第3号議案 持分譲渡による新規組合加入者の保証金取扱いに関する件

持分譲渡による新規組合加入者の組合への保証金（推薦者の保証金を含む）の拠出について審議した。

新規組合加入については、中小企業協同組合法、定款、組合員の資格要件に関する規約（規約第1号）、新規加入申込者に対する取扱いに関する規約（規約第2号）、新規組合加入希望者の取扱要領（規約第3号）を根拠に、新規組合加入の手続きをすすめるともに、出資金、加入金、保証金の拠出根拠については、前記規定の他に、総会議決、東北遊技機商業協同組合規程に基づき、・新規加入者の出資金は1口10万円とする。

- ・新規加入者の加入金は100万円とする。・新規加入者の保証金は200万円とする。
- ・推薦保証人3人の保証金は、それぞれ200万円とする。になっている。

持分譲渡による組合加入については、中小企業協同組合法、定款及び、組合員の資格要件に関する規約（規約第1号）、新規加入申込者に対する取扱いに関する規約（規約第2号）を準じて、新規組合加入手続きを進めることになっている。

また、出資金、加入金の拠出については、中小企業協同組合法、定款を根拠として、「出資金、加入金を拠出する必要がない」となっている。

保証金の拠出については、新規組合加入者と同様とする明確な根拠規定とはなっていない。

そこで、持分譲渡による新規組合加入者について、「本人からの保証金の拠出と推薦保証人からの保証金を拠出させるかどうか」を審議した。

審議案として、

- ・第1案 ～ 総会議決を根拠に、保証金及び推薦保証人の保証金を拠出させるべきである。
- ・第2案 ～ 根拠規定が明確でない以上、保証金及び推薦保証人の保証金は拠出させるべきではない。

の2案が出されたが、採決の結果、満場一致で「第2案～保証金は拠出させるべきではない」が採決された。

また、「持分譲渡による組合新規加入」については、組合加入手続き、保証金の拠出、推薦保証人等についての根拠規定に不備が見られることから、「次回総会に議案提出ができるように、根拠規定を整備すること。」の意見が出された。

理事より、新規加入申込者の保証確約書の新規加入希望者(社名)・(代表者名)について、自書で無くては成らないのではないかと問いに対し、自書と記載していない為問題なしとした。

### 第4号議案 総務委員会に関する件

#### 1 新規組合加入に関する件

##### ① 組合加入申し込み者

宮城県仙台市若林区河原町 2-5-25 (有)日成仙台販売 代表者 佐々木 斉

##### ○ 推薦保証人3名

- ・ 秋田県潟上市天王字西長根 42-2 (有)サンシステム 代表者 堀内 幸男
- ・ 福島県郡山市安積町荒井字東前田 37 (有)ユーテック 代表者 杉本 信夫
- ・ 宮城県仙台市青葉区上愛子字平治 18-1 (株)東日本パーラーシステム 代表者 佐藤 公喜

上記、加入申請者並びに推薦保証人を諮った所、役員全員加入を承認する。本日11月26日付けを持って加入承認通知書を配布し、加入者本人並びに推薦保証人、保証金各200万の組合への入金確認後、組合員となる。

② 「持分譲渡による新規加入」申し込み者

宮城県仙台市若林区六丁の目中町 18-15-101 アクト・ユナイテッド(株) 代表者 大野 一真

○持分譲渡者

宮城県仙台市宮城野区福室 3-16-22-102 (株)トウホクコーキ 代表者 新井 喜溶

○推薦保証人 3名

- ・ 福島県会津若松市真宮新町北 3-41 (株)廣村商事 代表者 柳 成浩
- ・ 宮城県仙台市青葉区上愛子字下十三枚田 40-1 (株)ピーエスリサイクル東北 代表 佐藤 勝利
- ・ 宮城県仙台市青葉区福沢町 3-33 (株)ケー・スペック 代表者 木幡 士朗

上記、加入申請者並びに推薦保証人を諮った所、役員全員加入を承認する。本日付けを持って加入承認通知書を配布し、加入日を平成 26 年 12 月 1 日とする。

出資金、加入金の拠出については、中小企業協同組合法・定款を根拠として拠出する必要がないとなっている。また、本日平成 26 年 11 月 26 日定例理事会にて保証金及び推薦保証人の保証金について、根拠規定が明確でない以上は拠出させるべきではないと採決している。

尚、持分譲渡により、(株)トウホクコーキは平成 26 年 11 月 30 日をもって脱退とする。

③ 「持分譲渡による新規加入」申し込み者

宮城県仙台市若林区六丁目字柳堀 3-2 (株)オラクル 代表者 熊谷 昭

○持分譲渡者

宮城県仙台市宮城野区榴岡 5-1-15 ナダ電子(株)仙台営業所 代表者 清水 廣直

○推薦保証人 3名

- ・ 秋田県秋田市広面字樋口 112-5 (株)レジャー産業秋田 代表者 最上 幸司
- ・ 岩手県盛岡市中ノ橋通 1-8-17 メイ・ポールビル 1F (株)ナイス・ジャパン 代表者 久保田 康
- ・ 宮城県仙台市若林区六丁目字柳堀 3-2 仙台グローバル(株) 代表者 加藤 智子

上記、加入申請者並びに推薦保証人を諮った所、役員全員加入を承認する。

本日付けを持って加入承認通知書を配布し、加入日を平成 26 年 12 月 1 日とする。

出資金、加入金の拠出については、中小企業協同組合法・定款を根拠として拠出する必要がないとなっている。また、本日平成 26 年 11 月 26 日定例理事会にて保証金及び推薦保証人の保証金について、根拠規定が明確でない以上は拠出させるべきではないと採決している。

尚、持分譲渡により、ナダ電子(株)仙台営業所は平成 26 年 11 月 30 日をもって脱退とする。

2 総務委員会開催報告 (11 月 7 日開催)

(1) 平成 26 年 11 月 7 日(金)に新規加入並びに持分譲渡による加入希望者及び推薦保証人を交えた面談会を開催した。

① 【持分譲渡による新規加入】(平成 26 年 9 月 18 日申請)

譲渡人 (株)ウィル・アンド・トライ

譲受人 ケーエス販売(株)

② 【新規加入】(株)アトマス東北支社(平成 26 年 9 月 18 日申請)

以上 2 社の加入希望について、理事会より各部会にて審議してほしい。

(2) 中古流通における納品設置に関する件について

(3) 加入申込みから承認までについて

現行、総務委員会→部会→理事会と承認までの流れとなっているが、各部会から加入希望者への質問

もあるかと思うので、先に理事会にて資料を精査し部会→総務委員会(面談)→理事会へと変更をする。

また、加入申込者が希望部会の会議へ出席させ、会社説明をさせる方法もあるのではないかとこの等の意見が出された事により、理事会より部会再編検討委員会で審議してほしい。

#### 第5号議案 部会再編検討委員会開催報告(11/21開催)

- (1) 部会規程(案)について、各部会の部会員に規程を確認していただき、次回の委員会にて部会員からの意見を基に精査をする。主な確認事項は、
  - (役員)第4条 部会役員について、部会長・副部会長は現在の部会長に留任としてはどうか。
  - 遊技機を扱う・扱わないは、各販社の業務内容の変更も有り得る事なので、部会の異動についての規程を設けてはどうか。
  - 部会会議への出席率を上げる為、何らかの規程を設けてはどうか。
  - (慶弔及び見舞)第13条 慶弔等について、組合規約の規程を準用するとあるが、お金に係る事なので、しっかり規程として盛り込んでどうか。
  - ユニバーサル社は、同系列会社が日工組に加盟しているので、機械部会に属するか、新台部会に属するのかを、回胴式部会・新台両部会にて審議する。
- (2) 部会則を新たに策定してはどうか。継続審議とする。
- (3) 部会再編の執行前に51社で話し合いの場を設けてはとの意見が出され、2月に向けて前向きに検討をする。
- (4) 理事長より、現在の部会の集まりを、一年間は残したいと願われた。しかし、一年間残す件については、委員会として反対となった。この思いは部会員へ伝えてほしいと願われ、(委員会)必要か否かは伝えるとした。
- (5) 部会再編検討委員会は平成27年3月で解散する。
- (6) 12月12日(金)に機械・回胴・代行・商社の各部会より各1名増員をし委員会を開催する。

#### 第6号議案 「就業規則の変更」及び「嘱託職員就業規程の制定」に関する件

「就業規則の変更」については、「高齢者雇用安定法」の趣旨に基づき、60歳以上の高齢者を嘱託職員として採用する場合に、現行の就業規則では不備があることから、就業規則を変更するものである。

就業規則の変更箇所は、

##### 第3条第1項第4項

嘱託職員 定年後嘱託職員として再雇用された者をいう。を

「定年退職後嘱託として再雇用された者及び60歳以降新たに嘱託として雇用されたものをいう。」に改正するものであり、また、

##### 第3条第2項

この規則は、本条第1項第1号及び第2号に定める職員に適用し、第3号及び第4号に定める職員については、「労働条件通知書」により個別に労働条件を定める。定めのない部分については、この就業規則を適用する、を

##### 第3条第2項

この規則は、本条第1項第1号及び第2号に定める職員に適用する。

##### 第3条第3項

第3号に定める職員については、「労働条件通知書」により個別に労働条件を定め、第4号に定める職員については、別に定める「嘱託職員就業規程」による。また、定めのない部分については、この就業規則を適用する

に改正するものであります。

次に、「嘱託職員就業規程」については、

組合の就業規則に基づき、60歳の定年に達した者を1年単位の契約更新で65歳まで雇用する場  
合及び60歳以降雇用した者の労働諸条件を定めるものであり、組合と当該職員との労働契約を  
なすものである。を目的として、新規制定するものあります。

主な規定は、

・嘱託職員

60歳の定年退職の翌日から満65歳に達した日の属する年度の3月31日まで1年ごとの雇用期  
間を定めて再雇用する者及び60歳以降新たに嘱託職員として雇用した者をいう。

・労働契約

「嘱託職員雇用契約書」により契約書を作成し、互いに確認の上、雇用期間を1年とする労働契  
約書を結ぶものとする。

・給与

本人の能力、技術、健康状態、業務に対する貢献度を勘案し、組合が決定し、個別に定めるもの  
とする。

・各種手当 役職手当、職務手当、精勤手当及び通勤手当を支給する。

・賞与 原則支給しない。

・退職金 原則支給しない。

・定期昇給 原則として定期昇給はおこなわない。などであります。

なお、「就業規則の変更」については、理事会の承認後、社会保険労務士を通じて、「仙台労働基準監  
督署」に届出ることとしています。

「就業規則の変更」及び「嘱託職員就業規程」に関する件については、満場一致で可決承認された。

## 第7号議案 打刻書類の打刻印の一部未穿孔事案の件

当組合において、「電動契印機」の針の不具合により、打刻書類の打刻印（契印）の一部未穿孔事案が発  
生したことについて、次のとおり報告がなされた。

### 1 事案発覚の端緒

組合員から、「11月14日（金）に郵送で届いた打刻書類を確認した結果、打刻印の2か所が穴が開  
いていない。」との報告による。

### 2 組合の対応

(1) 当該事案の打刻書類は、11月7日（金）に組合員から5通の打刻申請書類の1通であり、打刻  
印「CRK-TH」の「T」の「7針」のうち「2針」が未穿孔となっていたものであり、11月13  
日（木）に組合事務所において、電動契印機で打刻したものであることが判明した。

(2) 組合事務所では、打刻書類に使用する契印機は、電動契印機2台と手動契印機1台を使用してい  
るが、これら契印機を確認するに、1台の電動契印機の「針」が「107針」あるが「2針」が曲が  
っていることが確認され、これが契印の未穿孔の原因であることが判明した。

(3) 未穿孔の打刻書類については、組合に返却してもらうとともに、再度書類を申請してもらって再  
打刻して書類を発行している。

### 3 同種事案の再発防止対策

これまで、「電動契印機」による打刻が正常であるか詳細な確認は、月末に1回確認するのみであつ  
たが、11月17日（月）より、

① 裏紙に打刻して確認する。

- ② 販社ごと」に書類を打刻した後に、「正規に打刻されているか」を確認する。
- ③ 順次、次の販社の書類を打刻し、打刻印を確認する。
- ④ 全ての書類の打刻が終了したら、責任者2名による再度の確認を実施する。  
とし、再発防止を図ることとした。

また、この事案について、11月21日（金）から11月26日（水）までの間、当組合管内の東北各県警察に対し、理事長等が直接赴き、各県警察関係部署の課長等に説明を行うとともに、関係打刻書類の（打刻印の一部未穿孔書類）の取扱いについて要望した結果、

○打刻印が一部未穿孔であるからといって、虚偽文書等の無効な文書とは言えないことから、正規な打刻書類と同様の取扱いとして受理する。

○これまで受理した関係打刻書類（打刻印の一部未穿孔書類）についても、正規な文書と判断して受理し、申請の許可をし、関係文書を保管しているもので、正規な打刻書類としての有効性は何らかわるものではない。

との回答を得た。また、これらの回答を得たことから、「打刻印の一部未穿孔打刻書類の取扱い」について、

○警察においては、正規の打刻書類と同様に取扱い受理すること。

○今後、東北遊商発行の打刻印の一部未穿孔打刻書類（写）が申請書類の中に見られることが予想されるが、これら「書類」も「正規な関係書類と同様である」ことから、通常書類と同様な取扱いとすること。

を「組合員」及び「各地区遊商」に文書で連絡することとしている旨を報告した。

#### 第8号議案 その他の件

- (1) 部会活動助成費より、業界誌「フェイム」へ各部会が広告等を掲載し各部会が助成費から支払いをしているが、組合で支払いとしてはとの意見が出され、今件については一度、総務委員会にて審議検討をすることとした。
- (2) 組合員慰安旅行に関する件  
総支払い額は7,522,322万円。すでに内金とし350万円を支払っているので残金約4,022,322万円の支払いがある。扱い科目については、後に福利厚生費もしくは接待交際費となるかの振分けをする。  
お土産について、10月29日開催の理事会において税理士に確認した結果、2万円ぐらいまでは大丈夫との回答を頂いており、不参者へ対しギフト券を手配し贈る予定であったが、ここに来て税理士よりギフト券は不可との回答により、今回は行わないとした。今後の為に税理士へ旅行先で調達をした物であれば良いのかと確認をする。
- (3) 組合事務局年末年始休暇について、  
平成26年12月27日（土）から平成27年1月4日（日）
- (4) 事務局職員に関する件  
平成26年9月26日より、組合事務局職員とし堀川亮並びに藤原恵利の両名を二ヶ月間の試用期間として業務を行っている。試用期間満了に伴い、両名を正社員とし本採用とする。しかし、堀川亮(30)においては、本人より11月25日付けにて退職届が提出されたことにより、新たに求人を掲載する。
- (5) 事務局職員冬季賞与支給について
- (6) 東北六県警へ対し、例年年始挨拶の為訪問をしていたが、4月の人事異動前に挨拶へ伺うのではなく、人事異動後に挨拶訪問を行うとした。
- (7) 業界誌ほくとう通信社「フェイム」へ例年の通り新年名刺広告を行う。4コマ54,000円(税込)
- (8) 組合ホームページについて、12月1日頃に更新リリース予定である。